事業推進の心　仮設労働安全新生プラン

陽のあたる安全文化の創造

もうよそう　ヒューマンエラーの他人事
築こう　安全足場で身近なしあわせ
めざそう　安心して暮らせる 心豊かな国創り

ACCESS新聞
Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety
Vol.96
編集・発行人　篠田伸夫
発行所
全国仮設安全事業協同組合本部
〒103－0001
東京都中央区日本橋小伝馬町15－18　日本橋ＳＫビル
ＴＥＬ03－3639－0641
ＦＡＸ03－3639－0640
北海道支部　〒004－0015　札幌市厚別区下野幌テクノパーク２－１－14　電話(011)899-3275　ＦＡＸ(011)899-3276
東北支部　〒981-0904　仙台市青葉区旭ヶ丘１-43-16（えんどう豆Ａ館103号）　電話(022)301-5280　ＦＡＸ(022)301-5285
関東支部　〒103－0001　東京都中央区日本橋小伝馬町15－18(日本橋ＳＫビル５Ｆ)　電話(03)3639-1571　ＦＡＸ(03)3639-3980
北信越支部　〒950－0923　新潟市姥ヶ山6-5-26（臼木ビル2-B）　電話(025)257-0066　ＦＡＸ(025)257-0067
中部支部　〒457-8535　名古屋市南区浜田町1-10　２Ｆ　電話(052)614-0701　ＦＡＸ(052)614-0705
近畿支部　〒550－0006　大阪市西区江之子島１－６－８(シャンピア阿波座1003号)　電話(06)6443-5213　ＦＡＸ(06)6443-5214
中国支部　〒730－0016　広島市中区幟町3－55(幟町ゼネラルビル6Ｆ)　電話(082)511-2051　ＦＡＸ(082)227-2720
四国支部　〒769－2101　香川県さぬき市志度1883－１（大河原ビル202）　電話(087)814-2245　ＦＡＸ(087)814-2246
九州支部　〒811－2101　福岡県糟屋郡宇美町大字宇美字古野ノ口3426-9　電話(092)957-0032　ＦＡＸ(092)957-0033
ホームページhttp://www.kasetsuanzen.or.jp/ Eメールinfo@kasetsuanzen.or.jp　各都道府県の支所へのお問い合わせは、各ブロックの支部まで連絡ください。

建設職人社会ルネッサンスへ
全建総連とアクセスが連携
「安全」「賃金」の確保目指す

全国建設労働組合総連合（全建総連）は、建設業で働く人の労働環境を改善するため、1960年に設立、今年6月末現在の加入者数は70万7106人としています。建設国民健康保険組合の育成や賃金単価問題など幅広い活動を展開、建設職人の地位向上に取り組んでいます。

全国仮設安全事業協同組合（アクセス）とは、建設職人を主役に据えた点で目標が一致しています。そこで、全建総連の古市良洋書記長と宮本一労働対策部長のもとへ当組合の小野辰雄理事長と篠田伸夫専務理事が訪問し、両団体の活動や目指すべき方向などについて懇談しました。

全建総連懇談

全国建設労働組合総連合 書記長　古市　良洋氏

小野　最初に全建総連は、どのような活動をしているのか教えてください。

古市　まず第一に、70万人を超える大きな組織となった理由は、建設業で働く人にふさわしい健康保険を運営しているからです。70年から、私たちの労働組合が母体となって、建設国民健康保険組合の運営を始めました。これが最大の仕事です。

健康保険は、サラリーマンの保険と国民健康保険の2種類があります。サラリーマンの保険は、事業主と社員が半分ずつ保険料を負担しますが、国民健康保険は事業主負担がないので、国から補助金をもらっています。補助金をしっかり確保することが、全建総連に課せられた使命です。

サラリーマンが病気などで休むと、休業補償があります。国民健康保険にはこれがありません。建設業は病気で休むと保障がないので、休業補償制度を付加するなど職人の働き方にふさわしい給付がなされるように取り組んでいます。

現場でけがをすると、事業主から労災保険を使わず、自分の健康保険を使うように言われます。こうした理不尽な要求を抑止するため、健康保険証のカバーに、「労災隠しは犯罪です」という厚生労働省作成の文言を印刷しています。

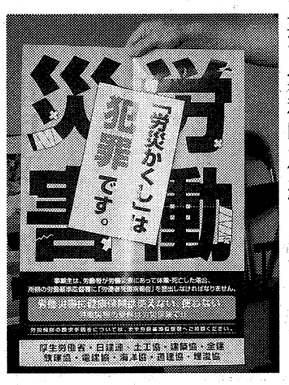

「労災隠しは犯罪です」保険証カバーに印刷

全国建設労働組合総連合 労働対策部長　宮本　一氏

最初は、カバーに印刷することができないだけでなく、厚生労働省は労災隠しがあること自体も認めませんでした。広島の医師会が具体的な証拠を持っていて、それを見せることで認めさせました。保険証そのものには勝手にこの文言を印刷することはできませんが、カバーには何らの決まりもなかったので認めてもらいました。

篠田　建設国民健康保険は労災保険ではないわけですよね。それでは、労災が起きたときはどうするのですか。

古市　本来は労災保険を適用すべき事故が、大量に健康保険に紛れ込んでいます。わたしたちは健康保険を運営しているので、レセプト（請求書）を見て外傷性疾病であれば、これは病気ではなくけがだとわかります。

どういう状態でけがをしたのかを、当事者に尋ねます。「現場でけがをした」と答えると、健康保険ではなく労災で申請するように伝えます。これによって、健康保険組合の出費を減らすことにもつながります。なかには、事業主に労災を使わないように言われ、健康保険で申請するケースもあるので、組合から調査に行きます。自宅の2階から落ちてけがをしたという人の家に実際に行くと、平屋だったこともあります。

宮本　高所からの墜落・転落で毎年約200人を超える方が亡くなっていますが、実は厚生労働省の事故データは、あくまでも統計に表れた数字です。休業4日未満の災害、隠された労災、一人親方の災害などは統計に出てきません。また、現状の労災保険掛け金の平均的な額では、十分な生活保障に見合う金額をもらうことができないのも問題です。

組合に入っている人には、労災保険に入りなさいと指導するので加入しますが、組合に入っていない人は野放しなので、何の保障もありません。

古市　最近は、一人親方が増えています。本来は労働者なのに、契約になると親方になります。そうなると健康保険や労災保険も、自分で保険料を払わなければならなくなります。しかし、実際は払えません。消費税の課税事業者にもなるという矛盾が噴出しているのが今の建設業界の実態なのです。全建総連の労働保険事務組合における一人親方の加入者は、97年に7万9000人台だったのが、2007年には11万7000人台です。そしてこのまいけばみんな一人親方になり、現場に労働者がいなくなります。安全も自己責任ということになり、事故が増える要因が高まっているのが現状です。日本は非常に労働者制を狭く定義しています。戦前の日本は、労働者制を広く適用しており、一人親方も労働者の扱いでした。戦後は労働者制を狭くしてしまったので、一人親方は事業者扱いされ、『怪我と弁当は、手前持ち』ということになってきています。

小野　労災隠しは、立場の弱い労働者に責任を押しつけるもので許せないことです。このほかに、最近の問題としても力を入れて対応していることはありますか。

古市　第2に賃金の問題です。建設業は公共工事の割合が高いので、公共工事の労賃が民間工事の労賃に及ぼす影響が強くなっています。公共工事の労賃を決めている設計労務単価が、11年連続で下がっています。その上、ダンピング（過度な安値受注）も増えています。

山形県が低入札の工事で完成した現場の賃金実態を調べました。県の設計労務単価は、特殊作業員が1万6100円ですが、実際にもらっている賃金は1万0262円でした。運転手の設計労務単価は1万5300円ですが、8800円しかもらっていませんでした。これでは生活できないので、労務単価のあり方をどうにかしてほしいと要求しています。

小野　どういう仕組みにすれば、実際に建設職人が設計労務単価どおりの賃金をもらうことができるのでしょうか。なにか具体的な提案を用意していますか。

古市　日本にはありませんが、国際的にはILO（国際労働機関）94号条約があります。賃金を1万6100円と決めれば、一次下請けであれ、二次下請けであれ、これを下回ってはいけないというものです。締結している国は59あります。

日本では過去に批准する動きもありましたが、業界団体の反対で消えました。このため「公契約法」（公共工事における賃金等確保法）を制定して、設計労務単価が実際に支払われるようにしていただきたいと提言しています。

篠田　政府提案では難しいので、議員立法で成立させないといけないのではないでしょうか。

古市　役所にお願いしてもだめなので、ことし3月25日に集会を開き、各党の国会議員にきてもらい、設計労務単価そのものを見直してほしいということと、公契約法の制定を要望しました。

国土交通省は、設計労務単価の検討会を設置して、全建総連からも委員を出しました。参議院の中に、小規模事業対策議員連盟が超党派で設立され、法的措置に向けた論議が開始されたようです。現場で汗して働く労働者がまともな扱いを受けるように現状を改善したいと考えています。最近の山形県では、この6月に公共調達基本条例が制定され、賃金の下落に歯止めがかけられるのではないかと期待しています。これをどうやって機能させるかが今後の課題です。このまま建設業に従事する人が疲弊すれば、地域がだめになるということでこの条例が制定されました。

小野　役所の設計労務単価は元請向けの単価であって、重層構造の建設業にあっては、実際の労働者がもらう単価にもなるという矛盾が噴出しているのが今の建設業界の実態なのです。全建総連の労働保険事務組合における一人親方の加入者は、97年に7万9000人台だったのが、2007年には11万7000人台です。そしてこのまいけばみんな一人親方になり、現場に労働者がいなくなります。安全も自己責任ということになり、事故が増える要因が高まっているのが現状です。日本分の健康保険を使うように言われます。こうした理不尽な要求を抑止するため、健康保険証のカバーに、「労災隠しは犯罪です」という厚生労働省作成の文言を印刷しています。

最初は、カバーに印刷することができないだけでなく、厚生労働省は労災隠しがあること自体も認めませんでした。広島の医師会が具体的な証拠を持っていて、それを見せることで認めさせました。保険証そのものには勝手にこの文言を印刷することはできませんが、カバーには何らの決まりもなかったので認めてもらいました。

篠田　建設国民健康保険は労災保険ではないわけですよね。それでは、労災が起きたときはどうするのですか。

古市　本来は労災保険を適用すべき事故が、大量に健康保険に紛れ込んでいます。わたしたちは健康保険を運営しているので、レセプト（請求書）を見て外傷性疾病であれば、これは病気ではなくけがだとわかります。

どういう状態でけがをしたのかを、当事者に尋ねます。「現場でけがをした」と答えると、健康保険ではなく労災で申請するように伝えます。これによって、健康保険組合の出費を減らすことにもつながります。なかには、事業主に労災を使わないように言われ、健康保険で申請するケースもあるので、組合から調査に行きます。自宅の2階から落ちてけがをしたという人の家に実際に行くと、平屋だったこともあります。

宮本　高所からの墜落・転落で毎年約200人を超える方が亡くなっていますが、実は厚生労働省の事故データは、あくまでも統計に表れた数字です。休業4日未満の災害、隠された労災、一人親方の災害などは統計に出てきません。また、現状の労災保険掛け金の平均的な額では、十分な生活保障に見合う金額をもらうことができないのも問題です。

組合に入っている人には、労災保険に入りなさいと指導するので加入しますが、組合に入っていない人は野放しなので、何の保障もありません。

古市　最近は、一人親方が増えています。本来は労働者なのに、契約になると親方になります。そうなると健康保険や労災保険も、自分で保険料を払わなければならなくなります。しかし、実際は払えません。消費税の課税事業者にもなるという矛盾が噴出しているのが今の建設業界の実態なのです。全建総連の労働保険事務組合における一人親方の加入者は、97年に7万9000人台だったのが、2007年には11万7000人台です。そしてこのまいけばみんな一人親方になり、現場に労働者がいなくなります。安全も自己責任ということになり、事故が増える要因が高まっているのが現状です。日本は非常に労働者制を狭く定義しています。戦前の日本は、労働者制を広く適用しており、一人親方も労働者の扱いでした。戦後は労働者制を狭くしてしまったので、一人親方は事業者扱いされ、『怪我と弁当は、手前持ち』ということになってきています。

小野　労災隠しは、立場の弱い労働者に責任を押しつけるもので許せないことです。このほかに、最近の問題としても力を入れて対応していることはありますか。

古市　第2に賃金の問題です。建設業は公共工事の割合が高いので、公共工事の労賃が民間工事の労賃に及ぼす影響が強くなっています。公共工事の労賃を決めている設計労務単価が、11年連続で下がっています。その上、ダンピング（過度な安値受注）も増えています。

山形県が低入札の工事で完成した現場の賃金実態を調べました。県の設計労務単価は、特殊作業員が1万6100円ですが、実際にもらっている賃金は1万0262円でした。運転手の設計労務単価は1万5300円ですが、8800円しかもらっていませんでした。これでは生活できないので、労務単価のあり方をどうにかしてほしいと要求しています。

小野　どういう仕組みにすれば、実際に建設職人が設計労務単価どおりの賃金をもらうことができるのでしょうか。なにか具体的な提案を用意していますか。

古市　日本にはありませんが、国際的にはILO（国際労働機関）94号条約があります。賃金を1万6100円と決めれば、一次下請けであれ、二次下請けであれ、これを下回ってはいけないというものです。締結している国は59あります。

日本では過去に批准する動きもありましたが、業界団体の反対で消えました。このため「公契約法」（公共工事における賃金等確保法）を制定して、設計労務単価が実際に支払われるようにしていただきたいと提言しています。

篠田　政府提案では難しいので、議員立法で成立させないといけないのではないでしょうか。

古市　役所にお願いしてもだめなので、ことし3月25日に集会を開き、各党の国会議員にきてもらい、設計労務単価そのものを見直してほしいということと、公契約法の制定を要望しました。

国土交通省は、設計労務単価の検討会を設置して、全建総連からも委員を出しました。参議院の中に、小規模事業対策議員連盟が超党派で設立され、法的措置に向けた論議が開始されたようです。現場で汗して働く労働者がまともな扱いを受けるように現状を改善したいと考えています。最近の山形県では、この6月に公共調達基本条例が制定され、賃金の下落に歯止めがかけられるのではないかと期待しています。これをどうやって機能させるかが今後の課題です。このまま建設業に従事する人が疲弊すれば、地域がだめになるということでこの条例が制定されました。

小野　役所の設計労務単価は元請向けの単価であって、重層構造の建設業にあっては、実際の労働者がもらう単価にもなるという矛盾が噴出しているのが今の建設業界の実態なのです。全建総連の労働保険事務組合における一人親方の加入者は、97年に7万9000人台だったのが、2007年には11万7000人台です。そしてこのまいけばみんな一人親方になり、現場に労働者がいなくなります。安全も自己責任ということになり、事故が増える要因が高まっているのが現状です。日本

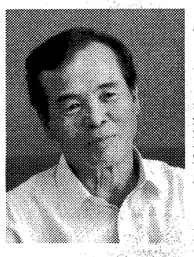

全国仮設安全事業協同組合 理事長　小野　辰雄

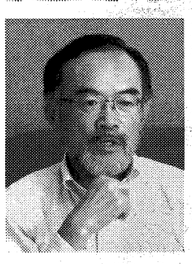

全国仮設安全事業協同組合 専務理事　篠田　伸夫

改革の焦点
設計労務単価は賃金を反映せよ
雇用・賃金形態の見直しを

河瀬　これまで現場の労働災害防止対策を担ってきた熟練労働者が大量に退職を迎えることもあり、安全衛生水準の低下を懸念しています。建設現場での事故の要因としては、毎日同じことの繰り返しによる危機意識の薄れなどによるものも多いと考えていますので、各人が安全に対して再認識できるような各社の自主的な取り組みが、ますます重要になってくると思います。

また、だれしも長時間、緊張感を保つのは難しいわけですから、作業者がどんな状態にあっても事故が起こらないハード面の対策は重要だと考えていますので、発注者の責務として今後も周知に取り組んでいくつもりです。公共工事は、ハード面・ソフト面の両面において、民間工事などの模範でなければいけないと考えています。

橋口　ソフト面の安全対策として当組合では、仮設安全監理者という足場の専門知識者の育成に取り組んでおりますが、これまで仮設安全監理者が足場点検を実施した5万4000件超の現場からは、いまだに事故がちですが、ことに足場に関しては、現場で働く作業者だけでなく、近隣を通行する第三者にも被害を及ぼす可能性がありますので、この資格を取得していただくための講習会では、養生関係や足場の基礎知識から手すり先行工法に至るまでの知識の習得が可能で、足場の施工計画や適正な積算をする上で、お役立ていただける内容だと思っています。年内には県内で講習会を開催したいと考えております。

橋口　最後になりますが、建設業界またほ当組合へのご要望などがあればお願いします。

河瀬　ぜひ職員も参加させていただきます。近年の厳しい財政状況の中では、と働災害防止については、業界を挙げて自主的な安全衛生活動の一層の推進を図ることが重要だと考えていますので、今後とも貴組合や建設業界の皆様方のご支援ご協力をお願い致します。

シリーズ建設関係部長に聞く⑭　【鹿児島県】

「かごしま将来ビジョン」を施策展開

土木部長　河瀬　芳邦氏

橋口　今年3月に、概ね10年後を見据えた取り組みの方向性などを盛り込んだ「かごしま将来ビジョン」を策定されたそうですが、まずはその内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

河瀬　はい。「安心・安全」「活力・快適」「共生・有徳」の三つの視点を基本に据えた、「かごしま将来ビジョン」に基づいた施策展開に取り組んでいくこととしています。

そのビジョンの10の挑戦の中で、土木部として特に関係のある挑戦の一つが「安心・安全な社会の形成と県土づくり」です。県土の大半がシラスなど特殊土壌に覆われている本県では、土砂災害が発生しやすい環境にあり、一昨年7月に県北部を襲った集中豪雨では尊い人命が犠牲になりました。多大な被害を受けた川内川や米ノ津川については激特事業などを推進しているところですが、引き続き、自然災害に適切に対応できる体制と、救助活動や応急・復旧活動などが速やかに行える体制の確立を目指し、災害に強い県土づくり・地域社会づくりに取り組んでいくこととしています。

もう一つの挑戦が「快適で活力ある生活空間の形成」です。鹿児島らしい景観の形成や活力あるまちづくり、国内外を結ぶ陸海空の交通ネットワークの充実で重要となる道路・港湾など、引き続き、自然災害に適切に対応できる体制と、救助活動や応急・復旧活動などが速やかに行える体制の確立を目指し、災害に強い県土づくり・地域社会づくりに取り組んでいくこととしています。

橋口　今年3月に、概ね10年後を見据えた取り組みの方向性などを盛り込んだ「かごしま将来ビジョン」を策定されたそうですが、まずはその内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

河瀬　はい。「安心・安全」「活力・快適」「共生・有徳」の三つの視点を基本に据えた、「かごしま将来ビジョン」に基づいた施策展開に取り組んでいくこととしています。

そのビジョンの10の挑戦の中で、土木部として特に関係のある挑戦の一つが「安心・安全な社会の形成と県土づくり」です。県土の大半がシラスなど特殊土壌に覆われている本県では、土砂災害が発生しやすい環境にあり、一昨年7月に県北部を襲った集中豪雨では尊い人命が犠牲になりました。多大な被害を受けた川内川や米ノ津川については激特事業などを推進しているところですが、引き続き、自然災害に適切に対応できる体制と、救助活動や応急・復旧活動などが速やかに行える体制の確立を目指し、災害に強い県土づくり・地域社会づくりに取り組んでいくこととしています。

もう一つの挑戦が「快適で活力ある生活空間の形成」です。鹿児島らしい景観の形成や活力あるまちづくり、国内外を結ぶ陸海空の交通ネットワークの充実で重要となる道路・港湾など、引き続き、自然災害に適切に対応できる体制と、救助活動や応急・復旧活動などが速やかに行える体制の確立を目指し、災害に強い県土づくり・地域社会づくりに取り組んでいくこととしています。

年内に資格取得講習会開催　県職員も参加

河瀬　鹿児島労働局と土木部関係各課が合同で定期的に発注機関連絡協議会を開催し、安全対策や事故の再発防止対策などの検討を行っています。また監督職員などに対しては「土木工事技術講習会」で労働災害防止について研修を実施し、機材を展示し、組み立て解体の手順などについて周知徹底を図っています。

橋口　平成19年度の建設労働災害では461人の方が犠牲になりましたが、そのうち墜落・転落による被災者は207人でした。手すり先行工法が正しい手順で使用されれば、事故は激減するものと思いますので、今後もご指導のほどお願いします。

ところで総合評価落札方式の導入状況はいかがでしょうか。

河瀬　平成18年度は3件、19年度は5件（うち1件は農政部）試行しており、安全対策を評価項目とした試行も行っています。本年度も引き続き試行を行うこととしています。

橋口　続いて、部長の安全対策についてのお考えをお聞かせ下さい。

河瀬　鹿児島労働局と土木部関係各課が合同で定期的に発注機関連絡協議会を開催し、安全対策や事故の再発防止対策などの検討を行っています。また監督職員などに対しては「土木工事技術講習会」で労働災害防止について研修を実施し、機材を展示し、組み立て解体の手順などについて周知徹底を図っています。

橋口　平成19年度の建設労働災害では461人の方が犠牲になりましたが、そのうち墜落・転落による被災者は207人でした。手すり先行工法が正しい手順で使用されれば、事故は激減するものと思いますので、今後もご指導のほどお願いします。

ところで総合評価落札方式の導入状況はいかがでしょうか。

河瀬　平成18年度は3件、19年度は5件（うち1件は農政部）試行しており、安全対策を評価項目とした試行も行っています。本年度も引き続き試行を行うこととしています。

橋口　続いて、部長の安全対策についてのお考えをお聞かせ下さい。

聞き手＝橋口英志九州支部　鹿児島支所長